**〈令和６年度〉 淮園小学校**

**いじめ防止基本方針**

１． いじめ防止基本方針 　　　　　　　　　　　　　　　　Ｐ１

２． いじめとは　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 Ｐ１

３． いじめ防止の基本的な方向と取組 　　　　　　　　　　Ｐ１～２

４． いじめ防止の措置 　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｐ３～５

５． ネットいじめへの対応　　　　　　　　　　　　　　　 Ｐ６

６． 重大事態への対応　　　　　　　　　　　　　　　　　 Ｐ７～８

１．学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。 本基本方針は、児童の尊厳を保持する目的のもと、九重町・九重町教育委員会・淮園小学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題の克服に向けて取り組み、いじめの防止、早期発見及びいじめの対処のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

２．いじめとは

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童が、一定の人間関係にある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じている」ものをいう。

 （２）いじめに対する基本的な考え方

 いじめは、すべての児童に関係する課題である。いじめ防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

 また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止策等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に 重要であることを認識し、地方公共団体（大分県、九重町）、九重町教育委員会、学校、地域 住民、家庭との他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

以上の考えのもと、いじめ防止対策の基本姿勢として、以下の３つをポイントとする。

 ①いじめは「人間として絶対に許されない」「どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識のもと、児童の小さなサインを見逃さず、早期発見・早期対応をする。

②いじめを把握した場合は、担任等特定の教職員が一人で抱え込むことなく、一致協力して学 校全体で組織的に対応していく。

③学校のみで解決することにこだわることなく、必要に応じて、保護者や教育委員会に報告し、 適切な連携を図る。また、教育センターや福祉関係機関、警察との連携も図っていく。

（３）いじめの集団構造と態様

いじめは、「被害者（いじめを受けている子ども）と「加害者（いじめている子ども）」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちの中から、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力になる。

３．いじめ防止の基本的な方向と取組

（１）指導体制、組織体制

 ①いじめ防止の指導体制

㋐児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参 加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

㋑児童自らが、いじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることが できるようにする。（高学年）

㋒教育課程の人権教育年間計画や道徳教育年間計画に、年間を通じたいじめへの対応に関わる取組計画等を位置づける。

㋓集団の一員としての自覚や自身を育むことにより、互いを認め合える人間関係、学級・学 校風土をつくる。

－１－

 ㋔教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意をはらう。

㋕子どもに関する情報を教職員全員で収集し、課題を共有する。

㋖教職員各自の役割分担を明確にし、相互補完的に協力していく。

㋗いじめ防止対策委員会や職員会議等で、随時、取組を見直し、必要に応じて軌道修正を行う。 ②いじめ防止の組織体制

㋐未然防止会議

月１回の運営委員会の項に、気になる児童について、現状や気になること、注意すべきこと等を出し合い、共通理解を図る。必要に応じて、全職員で協議する。

㋑いじめ防止対策委員会

 ◇構成メンバー

管理職・教育相談コーディネーター（生徒指導担当）・養護教諭

（必要に応じ）スクールカウンセラー・その他関係職員

 ※事案によっては、医師や弁護士、教育委員会等へ参加を依頼する。

◇内容

学校いじめ防止基本方針の作成及び見直し・年間指導計画の作成・校内研修会の企画 立案調査結果、報告等の情報の整理、分析・いじめが疑われる案件の事実確認、判断、 配慮を必要とする児童生徒への支援

◇開催時期…必要に応じて委員会を開催する。

（２）年間指導計画

**いじめ防止対策年間計画**

－２－

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 年間指導計画 | 教職員研修 |
| 4月 | 始業式　　入学式学級開き・仲間づくり1年生を迎える会　　お迎え遠足たてわり班結成　　家庭訪問 | 新学年の情報交換指導記録の引き継ぎいじめ研修会（取組の確認）隣保館学習会への参加 |
| 5月 | 平和集会・平和授業　運動会練習 | 隣保館学習会への参加 |
| 6月 | 運動会　いじめアンケート実施（1回目）教育相談（個人面談） | 人権授業指導案審議 |
| 7月 | １学期末授業参観（人権授業実践）1学期終業式夏季休業中の体験学習（4・5年） | いじめアンケート結果の共通理解隣保館学習会への参加人権を考える講演の夕べの参加 |
| 8月 | 平和集会・平和授業2学期始業式 |  |
| 9月 |  | 隣保館学習会への参加 |
| 10月 | 修学旅行（6年） | 隣保館学習会への参加 |
| 11月 | いのち・愛・人権フェスティバルの準備いじめアンケート実施　教育相談（個人面談） | 人権実践交流会（校内）隣保館学習会への参加 |
| 12月 | いのち・愛・人権フェスティバル発表２学期終業式 | いじめアンケート結果の共通理解 |
| 1月 | ３学期始業式 |  |
| 2月 | いじめアンケート実施教育相談（個人面談） | 隣保館学習会への参加１年間の振り返り・反省いじめ解消率と本校の課題・次年度の準備 |
| 3月 | 6年生を送る会・お別れ遠足卒業式　　修了式 |  |

４．いじめ防止の措置

 （１）未然防止

①学級経営の充実

㋐教師の受容的・共感的態度により、子ども一人ひとりのよさが発揮され、互いを認め合うことのできる学級づくりを行う。 **（居場所づくりと絆づくり）**

㋑子どもの自発的・自治的な活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。

㋒ＴＰＯに応じた正しい言葉づかいができるように指導する。

㋓学級のルールや規範がきちんと守られるように、継続的に粘り強く、時には毅然と指導を行う。

**◎日常的に、生徒指導の三機能を意識した授業づくりを意識して実践する。**

②道徳・人権学習の充実

㋐いじめを題材として取り上げ、いじめを許さない心情を育てる。

㋑思いやりや生命、人権を大切にする授業の充実をはかる。

③学級活動の充実

㋐いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合いを行 う。 ㋑いじめに関わる諸問題について、話し合い活動や学級指導を通して解決を図っていく。

④特に配慮が必要な児童への適切な支援

・発達障がいを含む障害のある児童生徒 　　・性同一性障がいに係わる児童生徒

・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつ児童生徒

㋐日常的に児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

㋑保護者とのきめ細かな連携を行う。

㋒周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

（２）早期発見

①いじめの様態

|  |
| --- |
| ㋐冷やかされたり、からかわれたりする。 ㋑悪口や脅し文句、いやなことを言われる。 ㋒仲間はずれや集団による無視をされる。 ㋓軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。 ㋔ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。 ㋕お金や物を隠されたり、とられたり、壊されたり、捨てられたりする。 ㋖いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 ㋗パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷されたり、いやなことをされたりする。 ㋘その他  |

②早期発見の手だて

㋐日記や休み時間の話等、子どもと担任の日常の交流を通して、気になる様子がないかチェックする。「小さなサイン」を見逃さない。

㋑たくさんの教職員が授業等、様々な教育活動で子どもに関わることにより、子どもの実態把握に気を配る。

㋒必要に応じて、校内の巡回を行う。

㋓職朝や職員会議で、児童情報の交流をし、いじめの兆候等について確認を行う。

㋔必要に応じて、いじめ防止対策会議を開催する。

㋕年３回（６月・１１月・２月）のいじめアンケート調査・面談を行い、クラス実態・児童の悩みや人間関係を把握すると共に、調査の結果を分析し、いじめの兆候はないかを精査する。

㋖日頃から、保護者や地域との関係を密にし、情報が入りやすい状況をつくる。

－３－

③子どもが出すサイン

|  |  |
| --- | --- |
| 【登下校時・朝の会等】  | 【授業時間】 |
| ・欠席、遅刻、早退が目立つ。 ・表情が暗く、どことなく元気がない。・どこかおどおどして、脅えているように感じ られる。 ・教師と視線を合わせようとしない。 | ・身体の不調を訴え、保健室や職員室への出入 りが頻繁になる。 ・よい発言や行動をしたのに周りから賞賛や 評価が得られない。 ・特定の子が発言すると、ふざけた反応や冷や かしの声がかかる。 ・机や教科書、ノートなどに落書きが目立つ。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 【給食時や休み時間】 | 【その他生活全般】 |
| ・食事量が減る（食べない）。 ・ポツンと一人で食事をしている。 ・休み時間一人でいることが多くなる。 ・保健室や図書室などにいることが多く、職員 室の周りをうろうろしている。 ・他の学級の友人と過ごすことが目立つ。 | ・元気がない。 ・持ち物を隠される。 ・他の子から強い口調で、呼び捨てにされたり あだ名で呼ばれたりする。 ・頻繁にお金を持ち出す。 ・顔や身体にあざがある。 |

（３）いじめの対応

①いじめられている児童への対応

【基本的な姿勢】

 ◇いかなる理由があっても、被害者の味方になる。

◇表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続し、回復をはかる。

【事実の確認】

 ◇担任を中心に、子どもが話しやすい教職員が対応する。

◇いじめを受けたつらさをじっくりと聞き、共感しながら聞いていく。

【支援】

 ◇加害者を絶対に許さないことや今後の指導について伝える。

◇その子のすぐれていること等を話し、自尊感情のを喪失を食い止める。

◇加害者側との今後のつきあい方や行動を具体的に指導する。

【継続支援】

◇面談等を行い、不安や悩みがあれば解消に努める。

◇授業等で活躍の場を設定し、人間関係づくりを支援する。

②いじめている児童への対応

【基本的な姿勢】

◇いじめを行った背景を理解しつつ、行為に対しては毅然と指導する。

◇自分はどうすべきだったか、これからどうしていくかを反省させる。

【事実の確認】

◇対応する教職員は、中立の立場で聞き取りを行う。

◇話しやすい話題から事実確認を行っていく。

【指導】

◇被害者のつらさに気づかせ、自分が加害者であることを自覚させる。

◇いじめは決して許されない物であることをわからせ、責任転嫁等は許さない。

◇今後の行動の仕方について、考えさせる。

◇不平や不満、本人が満たされない気持ち等があれば、じっくりと聞く。

－４－

【経過観察】

◇面談や教師との交流を通して、成長を確認していく。

◇授業等では、エネルギーをプラスの方向に向かわせ、よさを認めていく。

③友人、知人（観衆、傍観者）への対応

【基本的な姿勢】

◇いじめは、学級や学年全体の問題として対応していく。

◇いじめの問題に、本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実の確認】

◇いじめの事実を告げることは、つらい立場にある子を救う行為であり、人権と命を守る立派な行動であることを伝える。

【指導】

◇はやし立てた子も見ていた子も、いじめの関係者として事実を受け止めさせる。

◇被害者は、周囲のこの態度にどう感じていたかを考えさせる。

◇これからどのように行動すればよいかを考えさせる。

◇いじめを決して許されない集団づくりに向けた話し合いを行う。

【経過観察】

◇学級活動等を通して、学級のエネルギーをプラスの方向に向かわせる。

◇継続した指導を行っていく。

④保護者との連携

【被害者の保護者との連携】

◇いじめを把握した時点で、家庭訪問を行い、把握した事実を正確に伝える。

◇徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応方針を示す。

◇経過をこまめに伝え、保護者から子どもの様子等、情報提供を受ける。

◇いじめの全貌が明らかになるまで、加害者の保護者への連絡は避けるように依頼する。

◇経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

【加害者の保護者との連携】

◇聞き取り後、家庭訪問をし（場合によっては来校依頼）に、事実と経過を伝え、その場で子どもに事実の確認をする。

◇被害者の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

◇指導の経過等を伝え、指導に対する理解を求める。

◇誰もが、いじめる側にもいじめる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

◇事実を認めない、学校の対応を批判する等の場合は、あらためて事実確認と指導方針、教師の信念等を示し、理解を求める。

⑤関係機関との連携

【ＰＴＡ・学校評議員・地域の方】

◇被害関係者の意向を十分に確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容を伝える。

◇必要に応じて、見守り等の依頼を行う。

◇ＰＴＡ・学校評議員・地域の方々が知り得た情報や学校に対する具体的支援の要望内容 を確認する。

【医療機関・児童相談所・弁護士等】

◇被害関係者の意向を十分に確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容を伝える。

◇必要に応じて、学校への協力を依頼する。

－５－

◇関係機関が知り得た情報や学校に対する具体的支援の要望内容を確認する。

◇専門的立場から助言をもらう。必要に応じて、ケース会議を継続的に開催する。

－５－

【警察】

◇児童の健全育成を図ることを目的とした「学校と警察の連絡制度」に基づき、いじめ事象についての情報を共有し、対応を協議する。

◇犯罪行為となるいじめ事象について、事象内容、関係児童、加害申告の意志、学校の指導方針等を伝える。

◇今後、犯罪行為に発展するおそれがあるいじめ事象や学校長が通報を必要と判断した事象を伝える。

５．ネットいじめへの対応

（１）ネットいじめとは

 ①不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、 だれにより書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間できわめて深刻なものとなる。

②ネットがもつ匿名性から安易な書き込みが行われた結果、子どもが簡単に被害者にも加害者 にもなる。

③インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報加工が容易にできることから、子ど もたちの個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されやすい。

④保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯端末やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により「ネットいじめ」を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。

(２）ネットいじめの具体例

①パソコンや携帯端末から、ネット上の掲示板・ブログ・プロフ・等に特定の子どもに関する誹謗・中傷を書き込む。

②ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に、実名入りや個人が特定できる表現を用いて、特定の子どもの個人情報を無断で掲載する。

③特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を不特定多数の携帯端末等にメールで送信する。（チェー ンメール）

④特定の子どもになりすましてネット上で活動し、その子どもの社会的信用を貶める行為など を行う。（なりすましメール）

（３）ネットいじめが発見された場合の対応

①児童生徒への対応

【被害児童への対応】

◇きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通す。

【被害児童への対応】

◇加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、おこった背景や事情について、 詳細に調べるなど適切な対応を行う。

【全校児童への対応】

◇個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校児童へ指導を行う。

②保護者への対応 ○迅速に連絡し、家庭訪問を行う等して、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

③書き込みサイトへの削除依頼

○サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇 所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡をする。

－６－

|  |
| --- |
| **【いじめ解消の定義】****①いじめの行為が止んでいること（少なくとも３か月間）****②被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと　　を満たしている状態。** |

６．重大事態への対応

（１）重大事態とは

 ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

㋐児童が自殺を企図した場合

㋑身体に重大な障害を負った場合

㋒金品等に重大な被害を被った場合

㋓精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある

㋐年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合

③留意事項

㋐日数だけにこだわらず、児童の状況等、個々のケースを十分に把握する。

㋑児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その 時点で「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態と 捉える。

㋒重大事態と思われる案件発生した場合には、直ちに教育委員会に報告をする。

（２）調査について

①調査を行うための組織

㋐その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係わる調査を行うために、 速やかに調査組織を設ける。

②事実関係を明確にする調査の実施

㋐重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や事情としてどのような問題があったか、学校 ・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り明確にする。

㋑いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合は、いじめられた児童から十分に聴き取る とともに、必要に応じて在籍児童や教職員に対する質問調査や聞き取り調査を行う。事実 関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為をやめさせる。いじめら れた児童の状況に合わせ、継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

㋒いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十 分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、在籍児童や教職員に対する 質問紙調査や聴き取り調査等を行っていく。

③調査結果の提供及び報告

㋐いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係につい て説明をする。

㋑教育委員会に調査結果を報告する。

－７－

（３）重大事態対応フロー図

他の児童

担任・他職員

児童本人

地域・保護者

　　　　　　　　　　児童本人

いじめの認知

【組織的な対応】　 　　　　いじめ防止対策委員会

職員会議

※情報共有

☆構成員

※公正・中立性の確保

校長・教頭・担任・教育相談コーディネーター（生活指導）・養護教諭・関係職員

　弁護士、医師、警察、

教育委員会

希望により被害児童・保護者の所見を調査結果に添えことができる。

　　　　　　　　　　　　　　　　【重大事態の調査結果】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　◇調査方針・方法等の決定　　　報告

教育委員会

保護者

　調査・事実関係の把握

　　　　　　　　　　　　　　　　◎指導方針の決定・指導体制の確立 報告

　　　　　　　　　　　　　　　　（指導・支援の対象、具体的な手立て）

地方公共団体の長

地域・民生委員

　　　　いじめ解決への指導・支援　　　※再調査

　　　　　　　　　　　　　　　　　☆事態収束の判断 （実施の場合は議会に報告）

関係機関

・教育委員会

・警察

・福祉機関

・医療機関・

　　　　　　　　　　　　　　　　　被害者がいじめの解消を自覚し、

関係児童との関係が良好になって

いる

日常の指導

体制の充実

継続

収束

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　指導・支援

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対応継続

－８－